

東京女子医科大学安全保障輸出管理規程

(令和2年4月22日規程・規則第2004号の5)

改正 令和3年2月2日規程・規則第2102号の1

令和5年10月3日規程・規則第2310号の20

(目的)

第1条 本規程は、東京女子医科大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を整備することにより、安全保障輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持を期し、我が国の教育研究機関として国際的な安全保障に貢献することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本学の教職員等が行う外国における技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供及び貨物の輸出に適用する。この場合の技術提供は、取引相手の国籍によるのではなく、外国において技術を提供する場合と日本国内であっても居住者から非居住者若しくは特定類型該当者に技術提供する場合に規制の対象となる。

(定義)

第3条 本規程において掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

- (1) 教職員等：本学の教員、職員、研究員その他本学に雇用されるすべての者をいう。
- (2) 外為法等：外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び当該法律に基づく政令、省令、通達等をいう。
- (3) 居住者：日本人にあつては本邦に居住する者及び本邦の在外公館に勤務する者を、外国人にあつては本邦にある事務所に勤務する者及び本邦に入国して6月以上経過している者を、また、法人等にあつては本邦にある日本法人等、外国の法人等で本邦にある支店、出張所その他の事務所（以下「事務所等」という。）及び本邦の在外公館をいい、外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年蔵国第4672号。以下「外国為替法令解釈運用」という。）6-1-5及び6に掲げるものをいう。
- (4) 非居住者：日本人にあつては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等を、外国人にあつては外国に居住する者、本邦に入国して6ヶ月未満の者（本邦にある事務所等に勤務する者を除く。）、外交官、国際機関の教職員等をいい、外国為替法令解釈運用6-1-5及び6に掲げるものをいう。
- (5) 特定類型該当者：「外為法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿易局第492号)」1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。
- (6) 規制技術：国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術をいう。
- (7) 規制貨物：国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物をいう。
- (8) 該非判定：提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、規制技術及び規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査：本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (10) 管理担当部署：本学においては、国際交流委員会室がこの業務にあたる。

(基本方針)

第4条 本学における安全保障輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 外国における技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供及び貨物の輸出を行う場合は、外為法等及び本規程に反する行為は行わないこと。

(2) 外為法等を遵守するとともに、適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備及び充実を図ること。

(輸出管理最高責任者)

第5条 前条の基本方針に基づき、安全保障輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本学に安全保障輸出管理の最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、最高責任者のもとで輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者を置く。輸出管理統括責任者は、理事（研究、産学・社会連携担当）とする。

(輸出管理責任者)

第7条 本学に、輸出管理統括責任者のもとで輸出管理業務を所掌する責任者を置く。輸出管理責任者は、学長とする。

2 輸出管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本規程の制定及び改廃に関する業務
- (2) 該非判定及び取引審査の承認に関する業務
- (3) 全学的な輸出管理業務の統括並びに全学への徹底事項の指示、連絡及び要請等に関する業務
- (4) 輸出管理業務の監査に関する業務
- (5) 安全保障輸出管理の教育に関する業務
- (6) 本学の教職員等による海外出張（学会・研修など）に関する業務
- (7) 外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）の受入れに関する業務
- (8) 本学の関係部局等の長に対する輸出管理業務に係る報告等の要求、調査の実施及び改善措置等の命令に関する業務
- (9) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務

(管理体制)

第8条 本規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、管理担当部署を置き、以下の業務を行う。

- (1) 本規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務
- (2) 該非判定及び取引審査の原案作成並びに記録の保存に関する業務
- (3) 輸出管理統括責任者の指示、連絡及び要請等の周知徹底に関する業務
- (4) 輸出管理手続業務の推進に関する業務
- (5) 安全保障輸出管理の教育に関する業務
- (6) 輸出管理手続業務に係る教職員等からの相談に関する業務
- (7) 外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）の受入れに関する業務
- (8) 国際交流に関しては国際交流委員会室長、研究知財に関しては先端生命科学研究所所長を中心に、関連する部門と連携して業務を行う。

(輸出審査票の提出)

第9条 次の各号に掲げる事項（以下「規制技術提供等」という。）を行おうとする教職員等（以下「提供職員」という。）は、輸出管理責任者が定める手順書（別記様式4）に基づき、管理担当部署と協議の上、輸出管理責任者が定める輸出審査票（別記様式3）に必要事項を記入し、輸出管理責任者に提出し承認を得る（国際交流委員会室が窓口）。

- (1) 外国における規制技術の提供又は規制技術の非居住者若しくは特定類型該当者への提供
- (2) 規制貨物の外国への輸出

(本学の教職員等による海外出張)

第10条 本学教職員等が海外で行われる学会や研修に参加する場合、貨物・技術輸出に該当する全ての事例の際に、輸出管理責任者が定める「海外出張時輸出管理チェックシート」（別記様式7）を輸出管理責任者に提出

し承認を得る（国際交流委員会室が窓口）。ただし、以下の各号に掲げる場合は適用除外となる技術（公知の技術等）として提出は不要である。

- (1) 無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた技術提供
- (2) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する場合（詳細は海外出張時輸出管理チェックシート（別記様式7）を参照）

2 研究目的の留学や訪問、医療分野以外での未公開の内容を含む国内外の学会（オンラインを含む）や公知ではない施設見学の場合、本規程が適用される。なお研究を目的としていない海外交換留学生（臨床実習）、公知の内容や非特定多数の参加による国内外の学会（オンラインを含む）、公開されている見学ルートでの施設見学は審議の対象とはならない。団体での受入れに関しては、代表者を決めようとして名簿を作成し、事前確認シート（別記様式5）や審査票に添付する。

（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）の受入れ）

第11条 研究や研究施設の視察を目的とする外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）の受入れに関して、受入れを行う教職員等は、輸出管理責任者が定める「外国人受入れの事前確認シート」（別記様式8）を輸出管理責任者に提出し承認を得る。さらに審議に該当する場合は、輸出管理責任者が定める輸出審査票（別記様式3）に必要事項を記入し、輸出管理責任者に提出し承認を得る。

2 研究目的の留学や訪問、医療分野以外での未公開の内容を含む国内外の学会（オンラインを含む）や公知ではない施設見学の場合、本規程が適用される。なお研究を目的としていない海外交換留学生（臨床実習）、公知の内容や非特定多数の参加による国内外の学会（オンラインを含む）、公開されている見学ルートでの施設見学は審議の対象とはならない。団体での受入れに関しては、代表者を決めようとして名簿を作成し、事前確認シート（別記様式5）や輸出審査票（別記様式3）に添付する。

（審査）

第12条 輸出管理責任者は管理担当部署を通して、担当者一覧表（別記様式2）にある担当者に相談しながら、前条に基づき提出のあった輸出審査票（別記様式3）に基づいて該非判定を行うとともに、判定結果を輸出管理統括責任者に報告する。

2 輸出管理統括責任者は、前項に基づく報告を受け、該当するとした判定をした場合は、取引審査を行う。

3 前項の審査の結果、取引を行うとした場合で、かつ、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要と認めるときは、最高責任者の了解のもと当該許可申請を行う。

4 輸出管理責任者は、前2項による判定、審査及び申請の結果（以下「判定等結果」という。）を提供職員に通知する。

5 提供職員は、判定等結果の通知があるまで当該規制技術提供等を行ってはならない。

（規制技術提供等の確認）

第13条 提供職員は、規制技術提供等を行う場合、前条による審査等が終了し、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

2 管理担当部署は、提供職員が規制貨物の外国への輸出を行う場合、当該貨物が輸出審査票（別記様式3）に記載の貨物と同一の貨物であることを確認しなければならない。

3 上記の確認にあたっては、管理担当部署は、担当者一覧表（別記様式2）にある担当者に相談しながら確認を進める。

（監査）

第14条 輸出管理統括責任者は、本学における安全保障輸出管理が、外為法等、この規程及びこの規程に基づく定めにより適正に実施されていることを確認するため、輸出管理体制の監査を年1回行うものとする。

（教育）

第15条 輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者は、外為法等、本規程及び本規程に基づく定め等の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し安全保障輸出管理の教育を計画的に行い、

最新の外為法等の周知そのほか関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(文書の作成及び管理)

第16条 教職員等が、規制技術提供等の手続きに必要な文書を作成する場合には、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 規制技術提供等に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

(報告)

第17条 教職員等は、外為法等、本規程若しくは本規程に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに輸出管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、外為法等、本規程若しくは本規程に基づく定めに対して違反等の事実が判明したときは、遅延なく最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅延なく関係行政機関に報告を行い、また、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第18条 安全保障輸出管理に関する事務は、関係課の協力を得て、国際交流委員会室において処理する。

(雑則)

第19条 本規程に定めるもののほか、安全保障輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第20条 本規程の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議または理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、令和2年4月22日から施行する。

附 則(令和3年2月2日規程・規則第2102号の1)

本規程は、令和3年2月2日から施行する。

附 則(令和5年10月3日規程・規則第2310号の20)

本規程は、令和5年10月3日から施行する。

様式1

安全保障管理体制図

[別紙参照]

様式2

担当者一覧表

[別紙参照]

様式3

輸出審査票

[別紙参照]

様式4

安全保障管理手順書

[別紙参照]

様式5

事前確認シート

[別紙参照]

様式6

該非判定表

[別紙参照]

様式7

海外出張時輸出管理チェックシート

[別紙参照]

様式8

外国人受入れの事前確認シート、審査票、誓約書など

[別紙参照]

様式9

リスト規制一覧

[別紙参照]

様式10

特定類型該当者

[別紙参照]